

# 鳥取県就農応援交付金交付要綱

制 定 平成22年4月1日付第200900209517号  
最終改正 令和7年9月19日付第202500130808号  
鳥取県農林水産部長通知

## (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県就農応援交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (交付目的)

第2条 本交付金は、新規就農者の経営が早期に安定し、これらの者が本県の農業の担い手として定着することを目的として交付する。

## (交付金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（法人の場合にあっては、就農後3年以内の構成員で、かつ、農作業への従事が主である者とする。ただし、就農後5年を経過した者を法人の構成員に含む場合は除く。以下「間接補助事業者」という。）が鳥取県就農応援交付金事業実施要領（平成22年4月1日付第200900209517号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。）に基づき行う事業（以下「間接補助事業」という。）について、本交付金の額の2分の3を乗じて得た額以上の間接補助事業に係る資金（以下「間接交付金」という。）を交付する市町村（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。
- 2 本交付金の額は、補助事業者が間接補助事業者に交付する就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用できる交付金の額に3分の2を乗じて得た額以下とし、交付対象とする交付金の額は月額100千円を上限とする。
- 3 本交付金の交付は、間接補助事業者が就農してから最大3年間に限り、行うものとする。

## (交付申請の時期等)

- 第4条 本交付金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

## (交付決定の時期等)

- 第5条 本交付金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

## (間接交付の条件)

第6条 補助事業者は、間接交付金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金及び間接県費補助金等	間接交付金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額に係るもの以外の変更とする。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、本交付金の増額又は間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(間接交付金の支払)

第11条 補助事業者は、本交付金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接交付金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(交付金の返還等)

第12条 補助事業者は、第3条第1項の規定により本交付金を受けた間接補助事業者が、実施要領第13の規定により間接交付金を返還する義務が生じた場合は、その旨を速やかに知事に報告しなければならない。この場合においては、間接補助事業者本人の死去や疾病等やむを得ない事情により経営の休止等をせざるを得ないと知事が認める場合を除き、当該間接補助事業者に対し間接交付金の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により間接補助事業者から間接交付金の返還を受けたときは、県から当該間接交付金に係る本交付金の支払を既に受けている場合にあっては、当該本交付金の額を速やかに県に返還するものとする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月28日に施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月29日に施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年1月17日に施行し、施行日以前に実施した事業についても適用する。

附 則

この要綱は、平成26年5月8日から施行する。ただし、本交付金を活用する新規就農者が居住又は営農する市町村において、基盤強化法第6条に規定する農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が策定されるまでに、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条に規定する就農計画の認定を受けた者については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月27日に施行し、平成27年度事業から適用する。
- 2 第3条第1項のただし書の規定については、平成26年度以前に本交付金の交付を受けている者には適用しない。

附 則

この要綱は、平成28年4月12日（以下「施行日」という。）に施行し、施行日以前に本交付金の交付を受けた者についても適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日に施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日に施行し、平成31年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日に施行し、施行日以前に実施した事業についても適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日に施行し、令和5年4月1日に遡って適用する。

附 則

この改正は、令和7年9月19日から施行する。